

官民ファンドの運営状況の検証について

官民ファンドの活用推進に関する関係閣僚会議

(2013.9.27設置)

官民ファンドの活用推進を図る観点から、官民ファンドの運営状況の検証を政府一体となり関係行政機関が連携して行う

【構成員】 総務大臣、財務大臣、**文部科学大臣**、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、
内閣府特命担当大臣(経済財政政策)、内閣府特命担当大臣(規制改革)、内閣官房長官《主宰》

- ・「官民ファンドの運営に係るガイドライン」を決定
- ・「**官民ファンドの活用推進に関する関係閣僚会議幹事会**」(定期的な検証の場)を設置



「官民ファンドの運営に係るガイドラインによる検証報告」 毎年11月頃

官民ファンドの活用推進に関する関係閣僚会議幹事会

(2013.9.27設置)

【構成員】 議長：磯崎 仁彦 内閣官房副長官

(有識者) 池田 弘 公益社団法人日本ニュービジネス協議会連合会会長
翁 百合 株式会社日本総合研究所理事長
川村 雄介 一般社団法人グローバル政策研究所代表理事

※他に所管府省局長等

検証対象:13官民ファンド

(株)産業革新投資機構
(独)中小企業基盤整備機構
(株)地域経済活性化支援機構
(株)農林漁業成長産業化支援機構
(株)民間資金等活用事業推進機構

官民イノベーションプログラム

(株)海外需要開拓支援機構
耐震・環境不動産形成促進事業
(株)日本政策投資銀行における特定投資業務
(株)海外交通・都市開発事業支援機構

国立研究開発法人科学技術振興機構

(株)海外通信・放送・郵便事業支援機構
地域脱炭素投資促進ファンド事業

幹事会KPI(官民イノベーションプログラム部分)

出典:官民ファンドの運営に係るガイドラインによる検証報告(第13回)(抜粋、一部加工)

● KPI 1-1(政策目的)の設定内容

指標①: 各案件の投資決定に際し、官民ファンドとして積極的にリードをとっているか
 指標②: 各投資案件についての協調投資件数
 官民イノベーションプログラムは国立大学等における研究成果の実用化を促進し新たな価値の創造に繋げるもの。特に民間VCがリスク高のために避けがちな足の長いシード段階やアーリー段階の案件を中心に投資を展開。以上を踏まえ、主に投資の初期段階におけるリードの役割を測るものとして指標①を設定(間接投資の場合、間接投資先VCによる投資分を測定)。また、民間投資を順次呼び込む役割を測るものとして指標②を設定。SDGsの目標9(5)イノベーションの促進に該当。

● KPIの設定状況

				R3/3 (MS)	R6/3 (MS)	R9/3 (MS)	R12/3 (MS)	R15/3 (MS)	R17/3 (KPI)	KPI設定にあたっての考え方
KPI 1-1	政策目的	指標①: 各案件の投資決定に際し、官民ファンドとして積極的にリードをとっているか	(件)	133	189	213	213	213	213	投資案件のうち投資相手方数ベースで概ね50%以上の案件についてリードをとることを基本として各投資組合の特性・状況を踏まえ設定
		指標②: 各投資案件についての協調投資件数	(件)	542	841	1,090	1,215	1,225	1,225	協調投資実績(投資回数ベース)を踏まえ、同様に民間投資を呼び込むことを基本としつつ、各投資組合の特性・状況を踏まえ設定
KPI 1-2	エコシステム	民間企業との連携	(社)	420	631	798	876	882	882	協調投資者による経営支援実績(実施者数ベース)を踏まえ、同様に支援を呼び込むことを基本として各投資組合の特性・状況を踏まえ設定
KPI 1-3	呼び水 ^(注)	倍率(出融資の合計)	(倍)	2.3	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	投資組合からの投資額の概ね2倍程度の民間資金を誘発することを基本として各投資組合の特性・状況を踏まえ設定
		出資のみ	(倍)	2.3	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	
		誘発額(出融資の合計)	(億円)	818	1,299	1,759	1,942	1,947	1,947	
		出資のみ	(億円)	813	1,291	1,751	1,935	1,940	1,940	
KPI 2	累積損益		(億円)	▲41	▲48	▲65	50	117	166	投資組合が保有する株式等の処分等を行うことにより得られる総収入額が投資組合への各出資者の総出資額を上回るとの目標を踏まえ設定

(注)「呼び水」は「ファンドの実出資額」に対する「誘発された民間企業等からの出融資額」の比率

官民ファンドの運営に係るガイドラインによる検証報告（第13回）※

（官民イノベーションプログラム関係部分の概要）

※令和3年9月10日に開催された官民ファンド関係閣僚会議幹事会において取りまとめ。

令和2年度における活動については、以下のとおり順調に投資が行われている旨を文部科学省から報告した。今回の検証報告において、官民イノベーションプログラムは、マイルストーン（目標値）の確認年度であったが、運営状況について特段問題は指摘されていない。

官民イノベーションプログラム【政府出資金 1000 億円：4 大学】

①令和2年度の投資実績

投資件数	支援決定額
28 件	66 億円

②平成26年度～令和2年度の投資実績（累積）

投資相手方数	支援決定額	誘発された民間 投融資額	EXIT 件数	回収率
149 社	369 億円	1049 億円	14 件	3.8 倍

※投資元本に対する回収率は、本プログラムがすべての官民ファンド中で1位。

③令和2年度末のマイルストーン（目標値）と実績

KPI	目標値	実績値	達成状況
リード投資件数	133 件	129 件	やや未達
協調投資件数	542 件	551 件	達成
民間との連携社数	420 件	460 件	達成
民間投融資の倍率	2.3 倍	3.1 倍	達成
累積損益	-41 億円	-49 億円	未達

※新型コロナウイルス感染症拡大を踏まえ、新規投資を意図的に抑えたため、リード投資件数はやや未達。また、累積損益も同様の理由で EXIT（株式上等）予定を先送りしたため、未達。

官民イノベーションプログラム部会が設定したKPI

区分		担当
幹事会 設定 KPI	1. 事業計画の進捗	
	(KPI 1-3 呼び水)	VC
	【判断指標】 ・ファンドの実出融資額に対する誘発された民間企業等からの出融資額の比率	
	(KPI 1-1-① 政策目的) 各案件の投資決定に際し、官民ファンドとして積極的にリードをとっているか	
	【判断指標】 ・投資件数(追加投資含まず)全体のうちリード投資件数 ※投資相手方数ベース ※間接投資の場合、間接投資先VCによる投資分を測定	
	(KPI 1-1-② 政策目的) 各投資案件についての協調投資件数	
	【判断指標】 ・投資件数(追加投資含む)全体のうち協調投資があった件数 ※投資件数ベース	
部会 設定 KPI	(KPI 1-2 エコシステム 民間企業との連携)	大学
	【判断指標】 ・ファンドとともに投資先に対して経営支援を実施した協調投資者(民間VC、事業会社等)の数 ※実施者数ベース	
	(KPI 2 累積損益)	大学
	【判断指標】 ・ファンドの損益計算書等に基づく損益	
	2. 国立大学における技術に関する研究成果の事業化	
	(1)大学において研究成果の事業化に向けた取組(プレ・インキュベーション)の支援を実施しているか	大学
	【判断指標】 ・大学におけるプレインキュベーションの支援件数(大学毎の状況を評価)	
	(2)大学における技術に関する研究成果が事業化に結び付き、社会に対して新たな付加価値が創出されているか	大学
	【判断指標】 (a)大学発ベンチャーの創出数(大学毎の状況を評価) (b)発明届出件数(ノウハウも含む)(大学毎の状況を評価) ※ 指標の定義は「産学連携等実施状況調査」と同様	
	3. 国立大学における教育研究活動の活性化	
	事業の実施により、大学の教育研究活動が活性化しているか	大学
	【判断指標】 (a)アントレプレナー教育参加者数(社会人及び教員も含む)(大学毎の状況を評価) (b)アントレプレナー教育への4大学VCの関与件数(大学+ファンド毎の状況を評価)	
	4. 地域における経済活性化への貢献、大学発ベンチャーの海外展開への貢献	
	(1)地域との連携・協働による経済活性化への貢献が図られているか、地域への知の還元、社会貢献等がなされているか	大学 VC
	【判断指標】 ・地域におけるマッチング件数(大学+ファンド毎の状況を評価)	
	(2)大学発ベンチャーの海外展開を展望したサポート体制が構築されているか	
	【判断指標】 ・海外プロモーション・マッチングの件数(大学+ファンド毎の状況を評価)	

国立大学法人及び大学共同利用・共創拠点等 出資範囲の拡大について

科学技術・学術政策局
産業連携・地域振興課 産業連携推進室

国立大学法人等の管理運営の改善並びに教育研究体制の整備及び充実等を図るため、学長選考会議に学長の職務執行の状況の報告を求める権限を付与し、その名称を学長選考・監察会議とすること、監事の体制を強化すること等の措置を講ずるとともに、小樽商科大学、帯広畜産大学及び北見工業大学を設置する各国立大学法人を統合する等の措置を講ずる。

第1号

第31条第2項第3号の廃止

- ①中期計画の記載事項として、目標の実施状況に関する指標を追加する【第31条第2項第3号】
- ②年度計画及び各事業年度に係る業務の実績等に関する評価（年度評価）を廃止する【第2条第7項及び第31条の2第1項】

2. 国立大学法人等の組織の見直し

(1) 学長選考会議の権限

- ①学長選考会議の名称を「学長選考・監察会議」とする【第12条第2項】
 - ②同会議は、(3)③の報告を受けたとき又は学長の解任要件に該当するおそれがあると認めるときは、学長に職務の執行状況について報告を求めることができることとする【第17条第4項】
 - ③同会議の委員について、学長を加えることができないこととするとともに、理事は教育研究評議会において選出された場合に委員となることができることとする【旧第12条第3項の削除等】
- ※大学共同利用機関法人の「機構長選考会議」についても①～③と同様の措置を講ずる【第26条等】

(2) 指定国立大学法人の理事の増員

指定国立大学法人の理事は、2名まで増員できることとする【別表第一備考第3号】

第10条の2の改正

- ①複数の大学を設置する国立大学法人に置く監事の員数を、設置する大学の数に応じて増員する【第10条第1項】
- ②監事のうち少なくとも一人は常勤とする【第10条第2項等】
- ③監事は、学長に不正行為や法令違反等があると認めるときは、学長選考・監察会議又は機構長選考・監察会議に報告することとする【第11条の2等】

3. 国立大学法人等による研究開発の拡大

- ①指定国立大学法人のみに限定している研究成果活用事業者への出資を全ての国立大学法人等について可能とする(③に関するものを除く)【第22条第1項第7号等】
- ②教育研究に係る施設、設備又は知的基盤の管理及び当該施設等の他の大学、研究機関その他の者の利用の促進に係る事業者への出資を可能とする【第22条第1項第6号等】
- ③指定国立大学法人について、大学発ベンチャー（大学の研究成果を活用して商品等の開発・提供を行う事業者）への出資を可能とする

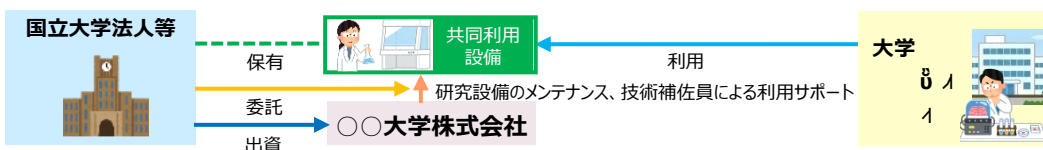
4. 国立大学法人の統廃合【別表第一】

【第34条の5第1項】

- ①国立大学法人小樽商科大学及び国立大学法人北見工業大学を国立大学法人帯広畜産大学に統合する
- ②国立大学法人奈良教育大学を国立大学法人奈良女子大学に統合する

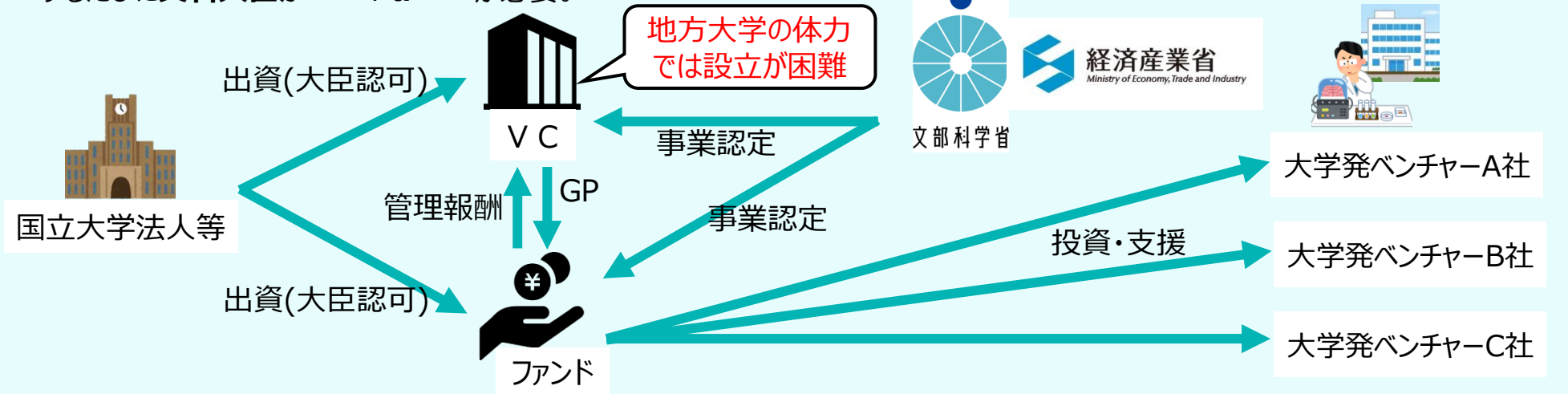
施行期日

令和4年4月1日（ただし、概要中4.のうち準備行為に係る規定は公布日）【附則第1条】



N 3 1 1 5

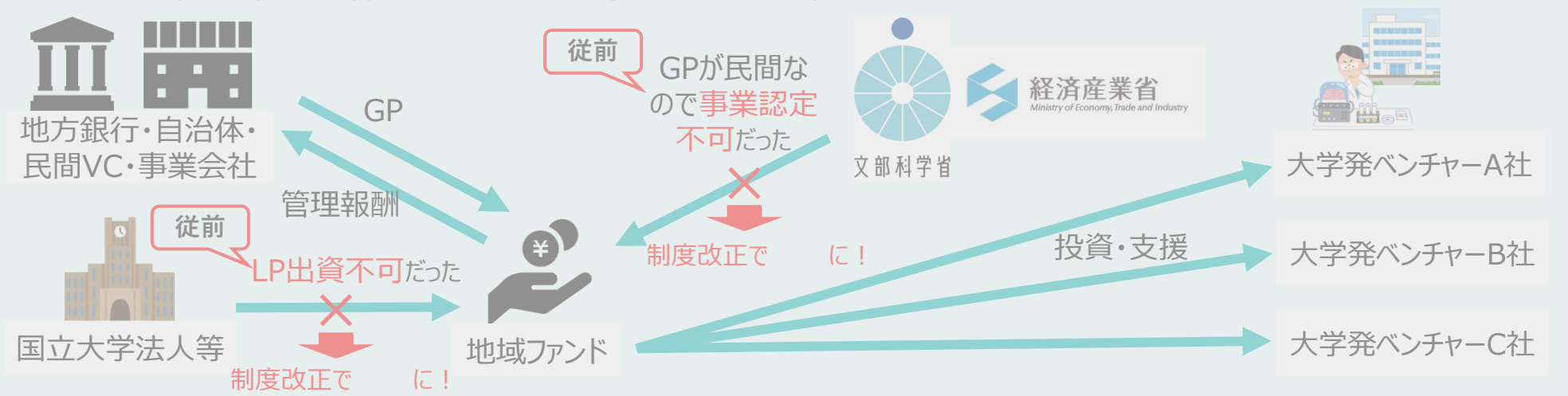
- 国立大学法人等は、文科大臣の認可が必要。大臣が必要。



GP (General Partner): ファンドの運用に責任を負う無限責任組合員
LP (Limited Partner): ファンドの出資者となる有限責任組合員

N 3 1 1 5

- これまで、民間VC等がGPを務める地域ファンドは大学発ベンチャーを支援しているが、大規模な支援が



各地域で組成されている主な大学発ベンチャー投資ファンドの例

- 【東工大】みらい創造2号ファンド（GP：みらい創造機構、LP：芙蓉総合リース、みずほ証券、ローム等）
- 【名古屋大】名古屋大学・東海地区大学広域ベンチャー2号ファンド（GP：NVCC、LP：愛知銀行等）
- 【広島大】広島大学・広島県内大学発ベンチャー支援ファンド（GP：広島VC、LP：広島銀行等）
- 【鳥取・島根大】とっとり・しまね大学発・産学連携ファンド（GP：REVIC、LP：山陰合同銀行）
- 【徳島大】産学連携1号ファンド（GP：産学連携キャピタル、LP：阿波銀行）
- 【九大】QB第2号ファンド（GP：QBキャピタル・NCBベンチャーキャピタル、LP：西日本シティ銀行等）

- ★ 内閣府スタートアップ・エコシステム拠点都市
- 地域の大学発ベンチャー投資ファンド
- 官民イノベーションプログラム4大学ファンド



	過去5年の大学発ベンチャー設立数
4大学（東北大、東大、京大、阪大）	418 社
4大学以外の国立大学法人等	509 社

出典：文部科学省「令和2年度 大学等における産学連携等実施状況について」

- ✓ イノベーション・エコシステムの形成には、4大学以外も出資できる仕組みが必要。
- ✓ 強い産学官共創拠点において、スタートアップ創出体制の構築を追加的に支援。

国立大学法人及び大学共同利用機関法人のVC・ファンド関連法制

国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）

第二十二条 国立大学法人は、次の業務を行う。

七 産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十一条の規定による出資並びに人的及び技術的援助を行うこと。

2 国立大学法人は、前項第六号に掲げる業務及び同項第七号に掲げる業務のうち出資に関するものを行おうとするときは、**文部科学大臣の認可**を受けなければならない。

国立大学法人及び大学共同利用機関法人の出資に関する認可基準（平成十六年三月三十一日 文部科学大臣決定）

第一条 文部科学大臣は、法第二十二條第二項及び第二十九條第二項の認可に係る申請の内容が次に掲げる事項に該当すると総合的に見て判断される場合に限り、これを認可するものとする。

産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）

第二条第七項 この法律において「特定研究成果活用支援事業」とは、国立大学法人等における技術に関する研究成果を、その事業活動において活用する者に対し、当該事業活動に関する必要な助言、資金供給その他の支援を行う事業であって、当該国立大学法人等における研究の進展に資するものをいう。

第十九条第三項 主務大臣は、第一項の認定の申請があった場合において、その特定研究成果活用支援事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 当該特定研究成果活用支援事業計画が**実施指針に照らし適切なものであること。**

第二十一条 国立大学法人等は、当該国立大学法人等における技術に関する研究成果の活用を促進するため、認定特定研究成果活用支援事業者が認定特定研究成果活用支援事業計画に従って実施する特定研究成果活用支援事業の実施に必要な資金の出資並びに人的及び技術的援助の業務を行う。

特定新事業開拓投資事業及び特定研究成果活用支援事業の実施に関する指針（平成二十六年三月三十一日 文部科学省・経済産業省告示第四号）

第二号 特定研究成果活用支援事業の実施方法に関する事項その他特定研究成果活用支援事業に関する重要事項

文部科学大臣及び経済産業大臣が法第十九条第三項の規定により認定を行うに当たっては、特定研究成果活用支援事業計画が次のいずれにも該当することを要件とする。

国立大学法人及び大学共同利用機関法人のVC・ファンド関連告示の改正（R4改正）

改正趣旨 国立大学法人等が出資可能なVC・ファンド事業の実施指針について、**政府出資金に由来する規定を削除**し、**余裕金の運用に係る認定基準の一部を出資の認可基準に追加**する。さらに、**削除された当該規定を出資の認可基準に追加**することで、**政府出資金を財源とする出資に限っては従前と同等の制限を課す**。【R4.4.1施行】

特定研究成果活用支援事業の実施指針（認定基準）から削除する内容

- 【二（2）(i)】 認定ファンドを運営するGP（無限責任組合員）は、国立大学法人等が設立した認定VCでなければならない。
- 【二（1）(iv)（ホ）、(2）(iv)（ホ）】 認定VC又は認定ファンドの業務執行法人は、関係国立大学法人等だけでなく、**国との意見交換を密接に行う体制**（4大学という官民イノベーションプログラム部会）を構築しなければならない。
- 【二（7）】 認定VC・ファンドは、類似の民間事業者等の活動を不当に妨げることがないように配慮し、**民業補完に徹しなければならない**。
- 【二（4）】 設立から5年以降のベンチャーへ出資する際は、必ず**民間からの資金供給（協調出資）**を受けなければならない。
- 【二（4）後段、(17)】 新ファンドの組成から6月以内に旧ファンドへの新規出資を終了し、**民間出資率を増加**させねばならない。
- 【二（13）】 認定VC・ファンドは、**情報公開を一般に行い**、事業の透明性を確保しなければならない。
- 【二（19）】 VC・ファンド事業の運営について助言を受けるために、**外部有識者から構成される委員会**を設置しなければならない。

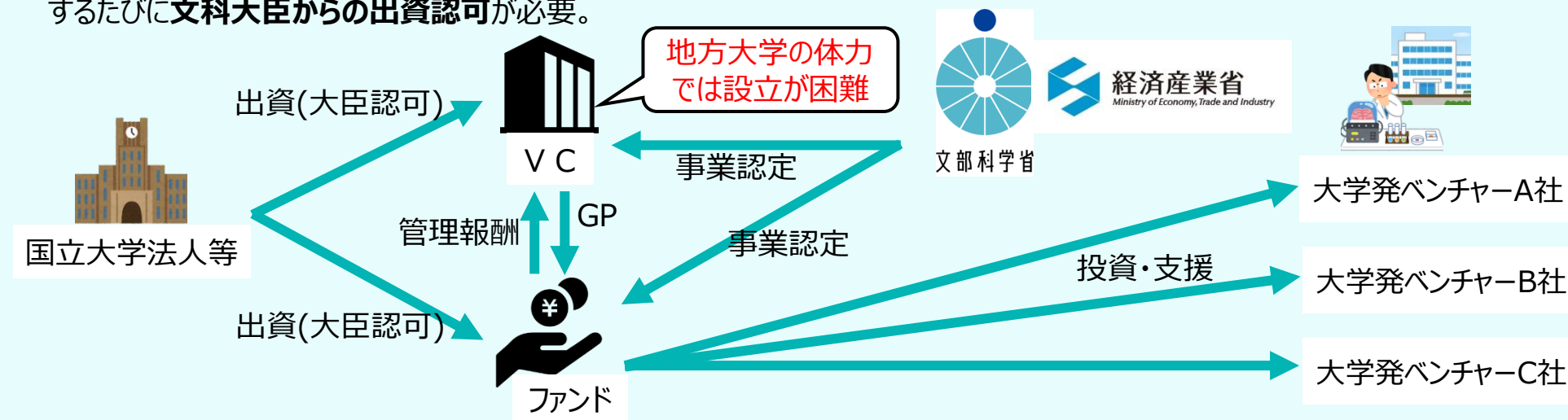
国立大学法人等の出資認可基準に新たに追加する内容

- 【第一条第二号ロ、第三号ホ】 **上述の実施指針から削除された規定を「政府出資金を財源とする場合」という条件付きで追加**。
- 【第一条第三号ニ】 業務上の余裕金の運用にかかる大臣認定基準の規定を参考に、「資金運用管理委員会」等の体制整備を義務付ける規定を追加。
- 【別記様式第二】 指定国立大学研究成果活用事業者の実施報告を求めるための様式を追加。
- 【その他全体】 令和3年の法改正により追加された、教育研究施設管理等事業者、研究成果活用事業者又は指定国立大学研究成果活用事業者について、成果活用促進事業者“等”として用語を整理。

国立大学法人及び大学共同利用機関法人のファンドへの出資に係る告示等の改正で可能となるスキームについて

制度改正前から可能な出資スキーム

- 国立大学法人等は、**文科大臣・経産大臣から認定を受けたVC・ファンド**に出資が可能。また、認定を受けた後でも、出資を実施するたびに**文科大臣からの出資認可**が必要。



制度改正で可能となった出資スキームの一例

- これまで、民間VC等がGPを務める地域ファンドは大学発ベンチャーを支援しているが、**大学からは出資を通じた社会実装支援ができなかった**。

